

2021年11月17日

浅井基文

(概要) 「西側」の批判のかなめ・モノサシは、“中国共産党は反対意見(市民・少数民族)を弾圧する”ことにある。まず、人権及び民族自決原則の世界史的歩みを確認し、「西側」の対中国共産党批判の「二重基準」の本質を明らかにする。次に、中国共産党の人権・民族政策を事実求是で検証する。その上で、「人権は普遍的価値である。しかし、人権は国ごとに多様な顔を持つ」、「A・B 二つの国際人権規約の間に上下・優劣関係はない」という判断のモノサシを我がものにする必要性を考える。

I 人権問題

1. 人権の歩み(中国の見方)

○大西洋憲章(1941年8月14日)

(役割)

全体主義諸国に対する戦争目的及び戦後再建目標を提起。

(歴史的意義)

当時の歴史的条件下で、国際的な反ファシズム統一戦線の形成と独伊日を打ち破る上で積極的役割を果たした。また、後の国際連合の基礎ともなった。

(問題)

「機会均等」「海洋航行の自由」など、戦後世界でアメリカが指導的地位を獲得することを狙った内容も含んでいる。

○世界人権宣言

(起草・採択)

人権の歩みの世界的画期をなしたのは世界人権宣言である。1946年の国連総会は「基本的人権と自由の宣言」草案を審議し、経済社会理事会に草案を送付、8カ国の委員からなる人権委員会起草委員会が宣言を起草した。委員に選ばれたのは中国(張彭春)、ソ連、レバノン、フランス、アメリカ、イギリス、オーストラリア、チリ及びカナダであった。張彭春は多元主義者であり、最終的真理は一つとは限らないとし、宣言は西側以外の思想(孔子の学説を含む)も考慮に入れるべきだと主張したという(ルーズベルト夫人回顧録)。最終稿の審議には50カ国以上が参加し、1948年12月に採択された。8カ国が棄権したが、反対国はゼロだった。

(背景)

宣言採択の歴史的背景としては次の諸点を考慮に入れる必要がある。①第二次大戦終了直後であり、戦争の惨禍が人権の重要性を深く認識させたこと。②第二次大戦は反ファシスト戦争という一面を持ち、自由、平等、民主、進歩を求める国際世論の声が強まったこと。③旧植民地人民の国家独立、民族解放を求める声の強まりは人権原則に背馳する世界植民支配体系を崩壊に向かわせようとしていたこと。④第二次大戦勝利に大きな役割を担ったソ連が資本主義価値観とは異なる価値観と人権モデルを提起し、その影響力が強かったこと。

(内容的特徴)

宣言は自由、平等、人権に関する一般概念、特に西側諸国の人権立法の経験を継承、吸収するとともに、第二次大戦後の世界的な人権認識レベルを反映して、更に人権概念の拡充を図り、その後の人権理論及び実践に対して重要な影響を与える内容を備えた。

***人権主体:**「人はすべて平等」という原則の徹底。米独立宣言、仏人権宣言は“rights of man”→宣言“human rights”、主体はすなわち“human being”。

***人権拡充:**宣言は序文と30条からなるが、公民及び政治にかかわる権利が19条、経済、社会及び文

化に係わる権利が 6 条。これは西側の伝統的人権概念に対する突破を意味する。→国際人権a規約+b規約

* **権利と義務との関連付け(宣言第 29 条 1)**:人間は社会的存在であり、社会とのかかわりの中でのみ生存、発展できることの確認→これも西側人権概念を越える内容。第 29 条 1:「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。」

* **人権実現を保証する「社会的国際的秩序」樹立要求(第 28 条)**:「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。」

(限界・問題点)

宣言起草プロセスで西側が主動的地位にあったことによる歴史的限界性。

* **普遍性強調**:人権の普遍性を強調し、人権の「特殊性」、すなわち個々の国家における人権実現に当たっての特別な事情があることを無視。

* **個人の権利に限定**:集体(人民、大衆、民族、国家)の人権を無視。(無視例)民族(人民)自決権、人種平等権

○国際人権a規約

(性格・特徴)

* 国際法として経済、社会及び文化的諸権利を定めた最初の条約。途上国が提唱した民族自決権をはじめとする集体的人権の形成、発展を推進、西側が独占してきた人権概念を打ち破り、公民的政治的権利と社会的経済的文化的権利の双方を同等に重視するべきであるとする途上諸国側の主張を反映した国際人権法。

* 異なる経済社会発展段階にある各国が国情に基づいて規約上の義務を履行することを可能にするべく、段階的に権利を実現することを要求。

(中国)

* 規約の内容は中国の一貫した原則的立場と合致しており、中国は 1997 年 10 月に署名、2001 年 1 月 28 日の全人代常務委員会第 20 回会議で批准決定。同年 3 月 27 日に批准書寄託。

* 批准後、国情に基づき、計画的、段階的に規約規定の権利を実現。権利委員会は中国の報告を評価するとともに、①中国の流動人口の就業、社会保障、衛生サービス、住宅、教育等における権益保護、②女性及び子供の人身販売、遺棄老人等の問題について関心表明。③GDPに対する教育、保健、住宅等の支出比率の改善、男女賃金差別解消、男女機会均等等の無差別原則(第 3 条)遵守確保を提起。

* 中国は 14 億の人口(8 億が農村在住)を抱え、発展水準が制約されており、規約諸規定の全面的な実現には、なお相当な時日が必要。

○国際人権規約b規約

(基本状況)

* 2020 年 10 月現在:署名国 74、締約国 173(日本外務省HP)

(中国)

* 1988 年 10 月 5 日 署名。未批准。

* 2004 年 3 月 14 日 第 10 期全人代第 2 回会議、「国家は人権を尊重し、保障する」ことを憲法に規定(第 33 条)、人権保護を憲法の原則に高めた。近年成立した国家賠償法、監獄法、裁判官法、検察官法、人民警察法、弁護士法などにより、刑事訴訟法及び刑法に重要な改正を行った。また、司法体制改革、法律援助制度建設等を通じて公民の権利及び政治的権利に対する法律上の保護を改善しており、b規約批准のための条件を整備中。

* イギリスとポルトガルは植民地時代の香港とマカオに対してb規約を適用していた。返還後は、香港特別行政区基本法、マカオ特別行政区基本法の関連規定に基づいて、b規約は引き続き有効。

2. 中国共産党の人権政策

(1) 習近平時代以前

○2004年1月5日 沈宝祥(中央党校教授)の回顧文章《突破人权禁区》(学習時報掲載)

1979年3月22日 北京日報文章《“人权”不是无产阶级的口号》

1979年5月12日 人民日報《狀況反映》《对人权应作分析》のタイトルで理論各界人士の異なる意見を反映。5月15日 胡耀邦(党中央秘書長兼中央宣傳部長)、《狀況反映》についてコメント:“吳江同志:文章を書いてほしい。この問題については確かに明確に述べたことがない。しかも、人権は資産階級が我々に攻撃を仕掛ける時のスローガンである。”6月8日 沈宝祥《略談人权問題》初稿 6月12日 胡耀邦に送付。当日 胡耀邦、“私はこの問題を研究したことがないのみならず、見方も雑ばくだ。この文章の観点は明確である。出すことに賛成する。さらに詳細に検討してほしい。いくつかの点について変えてみたが、これは参考にしてほしいだけだ。”と、修正加工意見をつけて戻す。

1979年6月25日 《理論动态》第141期、《略談人权問題》発表。

1979年10月26日 光明日報3面で本報評論員文章として発表(4ヶ月間を取ったのは、人権問題の複雑性と敏感性に鑑み公表を急がなかったため)。新華社、《社会主义能够保障人民权利的充分实现》(5000字)と題して発表。これを人民日報が転載。国外向けの北京週報第45期も転載。

***文章(9000字)の主要内容**

1. 第二次大戦後、人権はもはや国際法の準則になった。同時に国際政治闘争の道具でもある。したがって、人権に関しては具体的状況に即して分析を行い、適切な姿勢と臨機応変な対策を行い、簡単に扱うことはできない。

2. 民主革命期には、党は人権スローガンを提起したこともあり(浅井:『偉大なる道』『中国の赤い星』で確認できる)、無産階級は人権のスローガンを提起できないわけではない。しかし、無産階級の基本的スローガンは階級消滅である。

3. 社会主義制度は人民の権利の十分な実現を保証できる。我が憲法も公民の政治、経済、文化等分野での基本的権利を規定している。これらの権利も特定な意味における人権である。ただし、いかなる権利も一定の物質的条件の制約を受けるのであり、公民の権利の実現はプロセスを経る必要がある。

4. 社会における「人権」の議論に関しては具体的に分析する必要がある。四人組が横行した時期には法律が踏みこまれ、公民の権利が深刻に侵犯された深刻な教訓、また、現実生活においても民主圧迫、法律違反、公民権侵犯がある状況に鑑み、人民の基本的権利を確実に保障し、社会主義民主制度を健全にし、十分に実行する必要があるという主張は、多くが合理的で、正当である。

5. 「人権」問題を口実にして4つの基本原則に反対する者に対しては断固とした批判で明らかにしなければならない。他方、人民の権利を尊重せず、公民が自己の合法的権利を行使することを恣意的に制限し、干渉する行為に対しては、厳しく批判して修正しなければならない。公民権を侵犯するものは、地位の高低にかかわらず追究し厳粛に処理するべきである。

***文章の積極的意義と問題**

1. 積極性:人権に対して単純に否定する態度ではなく、現実生活の中で人々が提出する人権の要求に対して相当程度の肯定評価を与え、かつ、人民の権利を尊重しない現象を批判した。また、人権の要求の提起を一律に資産階級の自由化と決めつけるべきではないとも提起した。そういう点で、人権に関するタブーを打ち破った。

2. 消極性:人権を簡単に否定できないと提起はしたが、階級消滅が我々の基本的スローガンであることを強調しており、實際上、国内の政治生活及び社会生活において人権スローガンを使用することを主張していない点において、人権タブーを打ち破ることが不十分だった。

***内外の評価**

**国外メディアは、この文章を評して、人権問題に関する中共の総政策と見なすことができるとし、文章の中で人権に対して具体的分析を行っている部分は、中共当局の人権に関する見方の大きな変化であるとした。

**国内でも反響は大きく、人権を一律に否定していないことを評価する意見や非常な不満を表明する意見が光明日報に寄せられた。

***その後の若干の経緯**

1997年、第15回党大会報告はついに“尊重和保障人权”を書きこんだ。中央党校が編纂した《邓小平

理論基本問題》は、“尊重と保障人権”を“社会主義民主政治と政治体制改革”の章の第一節として目次に収め、論述している。すなわち、人権を尊重し保障するという問題が中央党校の教材に盛り込まれたということだ。人権問題に関しては、社会主義政治文明の発展に伴って我々の認識は不断に前進するだろう。

○2012年1月9日 中国新聞週刊第584期《1991:中国人権白書那一小歩》(作者:金同小)

1982年 董雲虎、大学院受験のために世界史を学んでいる中でアメリカの独立宣言とフランスの人権宣言を読んで衝撃を受ける。同年には改正憲法が公布され、その中で公民の権利を強調していること(第33条:「いかなる公民も憲法及び法律が規定する権利を享有し、同時に憲法及び法律が規定する義務を履行しなければならない。」)に触発されて人権問題の研究に興味を持つ。

1986年 南開大学歴史系を終了して中央党校に配属され、1980年代末から1990年代初にかけてソ連崩壊と天安門事件を経験。西側はソ連崩壊を冷戦における西側の勝利と見なし、人権攻勢の矛先を中国に向ける。

1989年7月20日 (天安門事件直後)江沢民、全国宣伝部長会議で、マルクス主義の基本的観点に基づいて民主、自由、人権等を正しくかつ分かりやすく解説し、幹部、大衆特に青年学生を教育することを提起。(董雲虎)“江沢民発言は中央領導者が人権問題で発言した最初のものだ。”董雲虎の人権研究にとってのチャンス到来。

1990年10月 董雲虎『世界人権約法総覧』(20万字)出版。1949年以後中国最初の大型人権編著。人権概念の歴史的沿革と最新の発展、經典文献の人権に関する叙述、マルクス主義人権観、中国共産党の人権闘争の歴史を整理。(董雲虎)“この著作は、マルクス主義の観点で人権を解釈した中国最初の著作。”中央テレビ局が1分間の解説報道→李鵬首相弁公室、中央党校に対して8冊届けるように電話。外交部、300冊購入、部内及び在外公館に配布。中央対外宣伝部小組で講演。

1990年末 米ケネディ人権センター、中国科学院・周光召院長に書簡。中国の人権状況を非難し、改善されない場合は世界各国の科学界が中国との交流を断絶するように働きかけると圧力。周光召、この書簡を江沢民総書記に提出。→江沢民指示:“人権について研究を行うことを提案する。回避できない。理論的に言えば、人権には階級的属性がある。もちろん、そのように言うと、西側はなかなか受け入れないだろう。西側は我々の人権状況について往々にしてデマを飛ばし、悪口を言う。この書簡は1000万人の命について言及しているが、まったく受け売りで根拠がない。もちろん、国外逃亡者の宣伝も含まれている。ダライ・ラマが民主の闘士になり、我々が専制の魔王となっているのも一例だ。要するに、この問題は民主問題ともかかわってくるものであり、真剣に対応する必要がある。”党中央が人権問題研究を提起した最初のケース。

1991年3月 中央宣伝部、人権問題座談会開催。中央宣伝部、外交部、中国社会科学院、中央党校などから3,40人が参加。江沢民の指示を伝達。社会科学院法学研究所の劉海年副所長、会議の様子を法学研究所に伝達。所員の感想:“人権という理論的タブーがついに打ち破られた”。その後、中央党校、中国人民大学、北京大学、中国政法大学、人民日報、光明日報、中国法学雜誌社、北京市憲法学会が様々な人権問題検討会、座談会を行う。重要論点:人権は天賦か、国賦か、法賦か;個人の権利か集体の権利か;人権の階級性;国家主権と人権の関係など。

國務院新聞弁公庁、江沢民の指示を踏まえ、人権問題の正式文件を起草することを決定。当初は人権宣言を作ることを考えたが、弁公庁の朱穆之主任は、①当時の国内にはまだ人権問題に関する十分な研究成果がなく、宣言作成の条件がまだ具わっていない、②国際的に反中世論一色のもとで中国政府の原則的立場を闡明しても良好な効果は得られない、と判断。

李源潮局長、作成する文書を「白書」と名づけることを提案。最終的に、事実関係の記述を主体とし、その中に中国の立場を盛り込む白書とすることを決定。3月末、中央外事領導小組の批准を経て、中国人権状況白書を起草することを正式決定。起草工作は朱穆之が直接領導、中央党校の董雲虎、外交部の劉奮之、求是雜誌社の徐建一、北京週報の趨思誠などが参加。

*朱穆之の白書起草3原則:“以我为主,以事实为主,以正面宣传为主”プラス李源潮の第4原則:“以历史对比为主线”

**“以我为主”:“中国自身の歴史と現実から出発し、西側の人権観における是非を以て是非とはしな

い。”

- **“以事实为主”：“事実を並べ、空疎なそもそも論を行わず、西側との論戦をこちらから挑発しない”
- **“以正面宣传为主”：“中国が人権分野で行っている努力と獲得した成果を述べることを主とする”
- **“以历史对比为主线”：“歴史的皮革の方法を用いて中国の人権事業の発展と進歩を説明し、西側諸国との並行比較を行わない”
- * 白書の構成に関する議論：中国公民の政治的権利を突出させて第 1 章におく(西側が最重視し、中国がもっとも攻撃を受ける部分)主張もあったが、朱穆之はこれを退け、中国自身の観点に基づき、生存権を突出させて第 1 章におくことを決定。中国人民が救亡図存、人としての権利獲得のために行った艱難辛苦を明確に描き出す趣旨。
- * 董雲虎、「生存権」執筆を担当。「生存権は中国人民が長期にわたって戦い取った主要な人権である」という結論を引き出す。生存権は人の生命安全保障の権利を含むとともに、基本生活保障の権利をも含み、人はすべからず尊厳ある生活を送る権利があることを指し、「人らしく生活する権利」(エンゲルス)を指す。生存権は世界人権宣言の精神に合致するのみならず、近代以来の中国の革命、建設及び改革の歴史を透徹して物語ることができ、経済建設を中心とする大政方針にも合致する。(なお、記述過程で、日本の中国侵略による中国人死傷者数を、それまでの 2100 万から、「戦場で死傷せしめられたものが 2100 万、そのほかに死傷に至らしめられたものが 1000 万人余」と記述、その後、軍事科学院がさらに調べて最終的に 3500 万人とし、江沢民が正式に日本の中国侵略戦争が作り出した「死傷者数 3500 万」と発表。)
- * 人権の「階級的 성격」：中国の人権は階級的 성격を持つことを強烈に主張するものもいたが、ある階級だけに人権を与え、他の階級には人権を与えないのはおかしいとするものもいた。最終的に、朱穆之が人権の階級制の問題は記述しないことを決定。朱穆之：マルクス主義の観点からすれば、人権は階級的 성격を持つが、対外宣伝効果の観点からは記述しないのが適当。
- * 障害者及び婦女子の人権の強調：(董雲虎)“兩人権は中国の「強み」である。”
- * 文化大革命：回避できないテーマ。中国共産党は人民の支持のもとでその誤りを正した、と記述。
- * 国外の非難問題
 - ** 計画生育(浅井：説明なし)
 - ** 政治犯：中国では、思想を持つだけで刑法に該当する行為がない場合は犯罪を構成せず、異なる政治的観点を持つだけ処罰されることはない、中国にはいわゆる「政治犯」は存在しないと記述。
- * 白書前文
 - ** 起草小組案：“世界の人権の発展に対する基本的評価を行い、中国の人権の特徴について概括を行う。すなわち、中国の人権の広汎性、平等性、真実性を指摘するとともに、中国の人権には改善すべき問題があることを認め、十分な人権を実現することが我々の追求目標であることを強調する。”
 - ** 朱穆之最終案：冒頭に“十分な人権を享受することは長期にわたって人類が追求してきた理想である”と述べるとともに、中国人民は一貫して人権獲得を自らの目標として流血犠牲を恐れずに長期にわたる困難に満ちた闘争を行ってきたと指摘。そして、人権の発展を促し、中国社会主義が求める十分な人権の実現は中国人民の長期的歴史任務である、と述べる。
- * 生存権と発展権
 - ** 白書は、「国家と民族にとって、人権はまず人民の生存権である。生存権なくしては他のすべての人権は語るべきがない」と述べ、発展途上の人口大国である中国にとって、「生存権は中国人民が長期にわたって獲得する主要な人権である」と強調した。
 - ** 白書はまた発展権を重視、強調し、生存権と並列した。白書は国連「発展の権利に関する宣言」を引用して、「人権は個人の権利であるとともに集合体の権利でもあり、これは伝統的な人権概念を突破し、新興民族独立国家及び国際社会が長年の闘争で獲得した成果である」と指摘。
 - ** 人民の幸福な生活は最大の人権であり、生存権と発展権を重視し、人権事業の目的及び任務として、人民大衆の獲得感、幸福感及び安全感を不断に向上させることは、以人民を中心の人権観の体現である、と述べた。
- * 最終的に江沢民、李鵬の批准を得る。鄧小平：“这是一篇大文章，一篇好文章!”

1991 年 11 月 1 日 國務院新聞弁公室が様々な言語に訳した「中国的人権状況」白書を発表。なお、董

雲虎はその貢献により 29 才になる前に中央党校副教授に破格昇格(現在は上海市政治協商会議主席、党組書記)。

○2013 年 1 月 9 日 《財經文摘》2012 年 11 期十年特刊《人權十年：前行中的國家事業》本刊記者・張杰

- * 胡錦濤・温家宝体制の 10 年は中共執政以来、中国の人權がもっとも発展した時期の一つだった。
- * 2004 年 3 月 14 日 第 10 期全国人民代表大會、憲法改正で“國家尊重和保障人權”(第 33 條)を憲法に規定。この原則は、「民主」(第 3 條:民主集中制)、「法治」(第 5 條:依法治国)のように総則部分(第 1 章 総綱)には置かれず、また、宣言的政治的意義のものだったが、それにもかかわらず、人權事業の発展に必要な確固とした法的基礎を据えた。
- * 2007 年 第 17 回党大會は“國家は人權を尊重し、保障する”を党規則にはじめて書き入れ、党大會報告では“人權を尊重し、保障し、法律により社会成員全員に平等参与、平等發展の權利を保証する”と指摘し、中国の人權事業の発展に方向性を示した。
- * 2009 年 中国政府、《國家人權行動計畫 2009-2010 年》公表。内容的には多くの欠陥があったが、中国最初の人權を主題とする國家計畫であり、歴史的突破口だった。
- * 2010 年 9 月 温家宝首相は CNN の単独インタビューにおいて次のように述べた。すなわち、言論の自由はいかなる國家にとっても不可欠であり、中国憲法は人々が言論の自由を享受することを定めている。人民の民主及び自由に対する要求は抵抗することができないものだ。(温家宝)“人々が言論の自由を享有できるようにする必要があるだけでなく、より重要なことは、条件を創造して、人々が政府の仕事に対して批判を提起できるようにすることだ。人民が監督、批判できる場合のみ、政府はより良く仕事ができ、公務員も秦に人民に服務することができるようになる。”また、“ネット世論の監督は中国における言論の自由の広がりを示すものだ、自分も、ネット上で政府に対する厳しい批判と建設的な意見をしょっちゅう見ている”と述べた。
- * 2012 年 6 月 11 日 《國家人權行動計畫(2012-2015 年)》公表、爾後 4 年間の人權發展の目標、任務及び具体的措置を定めた。具体的時間目標は設定しなかったものの、國際人權規約批准の準備を行うことを明記した。

(2) 習近平時代

○2019 年 9 月 國務院新聞弁公室《为人民謀幸福：新中國人權事業發展 70 年》白書

- * **前言:** 人民の幸福な生活は最大の人權である。特に第 18 回党大會以来、中国は不斷に人類社会の發展の經驗を総括し、人權の普遍性の原則と自身の實際とを結合させ、以人民為中心の人權思想を奉じ、生存權と發展權を一貫して主要な基本的人權としてきた。歴史と現實が証明するように、中国は国情に合致した人權發展の道を成功裏に歩み、人類文明の多様性を豊かにしてきた。
- * **人權發展の歷程:** 1949 年以來、新中國の人權事業は 3 つの時期を経てきた。
 - ** **第一時期:** 1949 年に新中國が成立し、社会主義基本制度を確立し、中国歴史上もっとも広範かつ深刻な社会變革を完成し、中国の人權事業の發展のために根本的な政治的前提と制度的基礎を据え付けた。

新中國は人民民主の政治制度を建立し、打ち固め、人民当家作主の權利を保障した。新中國成立前夜には臨時憲法の役割を持つ《中国人民政治協商會議共同綱領》を通過し、人民が選挙權、被選挙權及び広範な政治的權利と自由を享受することを規定した。女性は、政治、經濟、文化教育、社会生活各分野で男性と平等な權利を持つ。

1954 年、第 1 期全人代第 1 回會議が通過した《中華人民共和國憲法》は人民民主原則と社会主義原則を確立し、人民代表大會制度を確立して、制度と祖手國家の一切の權利が人民に属することを保障し、獨立の章を設けて公民の基本的な權利と義務を定めた。新中國は、獨立した十全な國民經濟システムを建設し、人權保障のための經濟的基礎を定めた。新中國は民族壓迫と民族蔑視を徹底的に否定し、民族の平等、互助、團結の關係を發展させた。

****第二時期**

(党)

1978年に改革開放を実行し、中国の特色ある社会主義の道を切り開くことに成功し、社会生産力を最大限に解放し、発展させ、人民の生存権、発展権及び様々な基本的権利は不断に保障が改善し、中国の人権事業は大きく発展した。中国共産党は、改革開放の中で、人権の尊重及び保障を執政上の主張とし、中国における人権の発展に不断に新しい中身を加えてきた。

1997年、第15回党大会は「人民が法律により広範な権利自由を享有することを保障し、人権を尊重し、保障する」ことを明確に提起した。

2002年の第16回党大会報告は、「人権の尊重と保障」を社会主義政治文明建設の重要な目標として記述した。

2007年、第17回党大会報告はさらに進んで、「人権を尊重し、保障し、社会の全成員が平等に参加し、平等に発展する権利を、法に基づいて保障する」と指摘した。同年、「人権の尊重と保障」がはじめて中国共産党章程に記入された。

(政府)

改革開放の中で、中国は依憲治国を堅持し、人権事業の全面的発展を促進するために根本的な法的保障を提供した。

1982年、第5期全人代は現行憲法を採択した。憲法は、中国社会主義民主の主要内容及び基本形態を明確に規定し、全人民が広範な公民的権利、政治的権利及び経済社会文化の権利を享有することを全面的系統的に規定した。

その後、全人代は5回にわたって憲法改正を行い、基本経済制度、分配制度、公民の私有財産の保護、健全な社会保障制度建設などの面で不断に人権の保護を強化してきた。特に、2004年3月の第10期全人代第2回会議は、「人権の尊重と保障」を憲法に書きこみ、中国人権事業の発展を保障し、推進した。

(制度)

改革開放の中で、中国は本国の国情に適した人権保障制度を建設し、改善し、中国の特色ある人権保障システムを初歩的に作り上げた。国家は、最低生活保障制度、最低賃金保障制度、労働保障監督制度と労働人事争議処理制度、就業救助制度、中小学義務教育制度等を設立し、民法通則及び権利侵害責任法などを通じて人格権保護システムを設立し、戸籍制度改革を推進し、選挙制度、基層大衆自治制度、政務情報公開制度、訴訟制度、知的財産権保護制度を不断に改善してきた。

****第三時期**

***2012年の第18回党大会で中国の特色ある社会主義は新しい時代に入り、以人民為中心の発展思想を堅持し、民生を大いに保障、改善し、人権の法治保障を強化し、中国の人権事業は全面的に発展してきた。新時代の中国の特色ある社会主義は、「人権が確実に尊重され、保障される」ことを小康社会全面建設の重要目標とし、戦略レベルで人権事業の重要な地位を確立した。第18回党大会が修正通過した中国共産党章程は人権の尊重と保障を再確認した。

***2014年、第18期4中全会が通過した《中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定》は、「人権の司法保障強化」、「社会全体が人権意識を尊重し、保障する」ことを強調した。

***2017年の第19回党大会は、習近平新時代中国特特色社会主義思想を中国共産党の指導思想とすることを確立し、「人権の法治保障を強化し、人民が法により広範な権利と自由を享有する」ことを明確に提起し、中国の人権事業の全面的推進に根本的な拠り所を提供した。

* **以人民為中心の人権理念**: 新中国70年の人権発展の実践を経て、中国は人権の普遍性原則と本国の具体的実際と結合し、比較的系統的な以人民為中心の人権理念を確立した。その基本点は以下のとおり。

** **人権は歴史的、発展的**である。人権は一定の歴史条件のもとでの産物であり、歴史的条件の発展に従って発展する。各国の発展段階、経済発展水準、文化伝統、社会構成は異なり、直面する人権発展任務と採用すべき人権保障方式も自ずと異なる。人権発展の道の多様性を尊重すべきである。人権の普遍性原則と各国の実際とを結合することによってのみ、人権促進を効果的に実現することができる。世界各国の人権保障において最高はなく、より良くすることがあるのみである。世界には

すべてに当てはまる人権発展の道及び保障方式はなく、人権事業の発展は自国の国情及び人民の需要にしたがってのみ推進しなければならない。

****生存権と発展権はもっとも重要な基本的人権**である。貧困は人権実現の最大の障碍である。物質資料の生産と供給なしには、人類の他のすべての権利の実現は極めて困難あるいは不可能である。生存の権利の効果的な保障と生活質量の不断の向上は、他の人権を享受し、発展する前提であり、基礎である。近代中国は長期にわたって外からの侵略を受け、国家は貧しく落後し、人民の困苦は耐えがたく、言うべき権利はまったくなかった。中国人民は、貧困を免れ、飢餓から免れることが生存の基本であることを知悉している。

****人権は個人の人権と集体の人権との有機的統一**である。個人の発展なくして集体の発展はない。同時に、集体の中においてこそ、個人の才能は全面的な発展を獲得する。現代中国の人権実践においては、集体的人権の発展も重視すれば、個人の人権の保障も重視し、両者をして相互統一、相互協調、相互促進することに努力している。個人の権利は、集体の権利と統一することによってのみ、人権の代々かを実現することができる。

****一つ一つの権利を全体的に推進すること**は人権実現の重要原則である。それぞれの人権は相互に依存し、分かつことはできない。中国は、様々な権利の発展に対して統括協調、統一部署、均衡促進を進め、経済社会文化の権利と公民の権利、政治的な権利とのバランスのとれた発展を確実に推進する。

****人民の獲得感、幸福感、安全感は人権実現を検証する重要な基準**である。人民の美しい生活への憧れをもっとも広範な人民の根本的利益として実現し、維持し、発展させ、人民大衆の獲得感、幸福感、安全感を不断に高めることは中国共産党執政の核心的精神の所在である。人権事業における人民の主体的地位を堅持し、人民の利益を至高無上の位置に置き、人民が良い生活を送るようにし、発展の成果をより多く、より公平に人民全体に及ぼし、一人一人がより良い自己発展、幸福な生活を実現し、一人一人が恐怖を免れ、脅威を受けないようにすることは、人々がより十分な人権の享受を実現する要諦の所在である。

****公正で合理的な包容は国際的人権ガバナンスの基本原則**である。国際社会は、平和、発展、公正、正義、民主、自由という人類共同価値を堅持し、人の尊厳と権利を擁護し、より公正合理包容のグローバルな人権ガバナンスの形成を推進するべきである。中国は、人権の政治化あるいは人権における「二重基準」に反対し、国際社会が公正で客観的、非選択的な方式人権問題を処理することを推進する。

****人の自由で全面的な発展を促進することは人権という最高価値の追求**である。一人一人の自由な発展はすべての人の自由な発展の条件である。人権の主体は人であり、人権事業の発展は、根本的には人の発展であり、人が自身の潜在能力を実現するために条件を創造するべきである。

○「共同富裕」の人権的含意

*鄧小平:「社会主義の(資本主義に対する)最大の優越性は共同富裕(の実現)にある。共同富裕は、社会主義の本質を体現するものである。」

****共同富裕は社会主義の本質的要求であり、中国式現代化の重要な特徴**である。

****共同富裕は人民全体の富裕であり、人民大衆の物質生活と精神生活における共同富裕**である。

*習近平:「人民の精神生活の共同富裕を促進し、社会主義核心価値観の牽引を強化し、人民大衆の多様化された、多層的、多方面の精神文化の需求を不断に満足させる必要がある。」

****「社会主義核心価値観」:習近平による「24字」概括**

*****国家レベル:富強・民主・文明・和諧**

*****社会レベル:自由・平等・公正・法治**

*****公民レベル:愛国・敬業・誠信・友善**

****「多様化された、多層的、多方面の精神文化」(中国人民大学习近平新时代中国特色社会主义思想研究院院长・秦宣「社会主義核心価値観によって人民精神生活共同富裕を牽引する」2021年11月19日光明日報)**

*****「人の自由にして全面的な発展」**

***「民主、法治、公平、正義、安全、環境等の分野における要求」

○「尊厳」：中国における「安楽死」法制化問題(2020年8月11日コラム)

中国で、尊厳ある死を迎えるための安楽死立法化を推進している最高人民法院(日本の最高裁に当たる)の元常務副委員長・沈徳咏の発言記事に接し、本当に多くのことを考えさせられました。①「尊厳」は私における「普遍」そのものであること(『日本政治の病理』第4章のテーマ)。②欧州起源の「尊厳」という概念を中国はどのように受け止めるのかという重要な問題を内包していること(『日本政治の病理』138-141頁で考察)。③沈徳咏の発言内容から彼が中国の最良の知性を代表する人物であることが伝わってくる(特に最後の彼の死生観は圧巻)。

「現実の人を以て主体となす」中華文明知識体系は、「原子化された個人」を主体として捉える西側文明知識体系のいわば嫡出子とも言える「尊厳(個)」をどのように受け止めるかという問題は、実に胸がわくわくするテーマです。沈徳咏の発言を見るとき、「現実の人」においても、「原子化された個人」における同じように、尊厳ある生・死は最も重要なテーマであると認識されていることがしっかり伝わってきます。

中国社会主義は、資本主義経済システムの根幹をなす「市場原理」を資源配分の最良のメカニズムとして採用しつつ、市場原理に支配される資本主義とは異なり、それによって振り回されない(利用するが支配されない)ことにおいて「中国らしさ」を思い切り発揮しています。「個人の尊厳」は西側起源ですが、社会主義中国における「現実の人間」は「尊厳」を我がものとする事になんの抵抗もない。よいものはよい。起源がどこかということとは関係ない。沈徳咏の発言からは、そういうメッセージが伝わってくるような気がします。

また、尊厳死・安楽死という問題は日本でも大いに論争がある重要なテーマです(『日本政治の病理』131-132頁)。正直言って、日本における議論は皮相的であるというのが私の強い実感です。それに対して沈徳咏の発言からは、死という問題に正面から向き合う姿勢がしっかり伝わってきます。この点でも実に読み応えがあります。

以下は、2020年7月20日付け『中国新聞週刊』No.956掲載の徐天記者署名文章「沈徳咏：安楽死立法推進－濫用リスク減少－」の抄訳です。

「本年(2020年)の第13期全国政治協商会議(政協)で、「臨終時の思いやり及び尊厳ある死亡に関する調査研究を強化するとともに、適切な時期に規制を行うことに関する提案」が注目を集めた。提案者は元最高人民法院常務副院長で、現在第13期全国政治協商会議法制委員会主任の沈徳咏である。

彼は提案の中で、安楽死に代えて尊厳ある死(中国語：尊厳死亡)を使っている。彼は次のように指摘した。すなわち、臨終時の思いやり及び尊厳ある死は現在すでに回避できない社会問題、法律議題となっており、関係部門がこの問題を重視し、関係する問題に関して早急に研究、論証を組織し、適切な時期に立法規制を行うことを建議する。

提案に関する報道が行われると、北京生前預嘱推广協会の創始者で、羅瑞卿(注：建国元老の一人)の娘である羅点点がネット上で次のように問題提起した。すなわち、国内外のコンテキストのもとでは、尊厳ある死とは事実上、安寧療護(英語 Hospice Care の中国語表現)を指し、安楽死とは異なる。さまざまな障害がある安楽死の立法規制に挑むより、安寧療護の法律法規制定に力を注いだ方がよいのではないかと。沈徳咏はこの提起に積極的に反応した。二人の「スター」による理性的な論争はますます大きな社会的関心を集めた。そこで『中国新聞週刊』は安楽死をテーマとして沈徳咏に単独インタビューを行った。

(質問) 今回の政治協商会議でこの提案を行ったのはなぜか。

(回答) 私の関心があったのは安楽死問題だったが、このテーマはセンシティブなので、尊厳ある死という概念を使った。

かつて私は、身内、友人さらには社会的人物がさまざまな疾病または偶発的な死により、死ぬときに非常に痛みを伴っていたことに関心があった。当時、私は外国に安楽死制度があることを知って、関連資料を調べたことがある。しかし、法院の仕事が多忙だったので、この問題を集中して研究することはなかった。

2018年に法院から政協に仕事に移って、6人のグループで安楽死及びその立法化を研究することとした。メンバーは全員法律関係で、刑法、民法、医師法等を研究している。グループには4つの研究課題がある。第一の提案は今年政協で行った。第二のテーマは安楽死立法化に関する理論的考察であり、す

でに完成したが、発表するには至っていない。第三のテーマは、本に集大成することであり、現在は資料収集及び研究段階だが、基本的フレームワークはすでにまとめた。第四は、以上の基礎の上で立法に関する専門家としての建議を提出することであり、それをグループの最終成果とするつもりだ。

(質問) 安楽死の定義如何。安楽死と安寧療護、尊厳ある死との関係は？

(回答) まず、尊厳ある死は安楽死ではないとする羅点点の観点に私は賛成だ。私は、安楽死は一種の死亡方式であり、尊厳ある死は死亡状況に対する一種の描写であると考えている。

我々の初歩的研究によれば、厳格な安楽死概念は次のように表現することができる。すなわち、病人が現在の医学的条件の下では治療の可能性が皆無であり、かつ、医学条件が治療可能となるまで生存する可能性がないとき、加えて、病人が耐えがたく、克服しがたい痛みを襲われている場合、行為能力を有する本人が提出する誠実で明確な要求に基づき、資格ある医院の医師による審査批准同意により、病人の臨終時の苦痛を緩和する目的で実施する、病人の無痛、穏やか、速やかな死亡を促す医学的措置のこと。

安寧療護に関する現在の普遍的認知とは以下のことである。すなわち、死亡を加速することも遅延させることもなく、苦痛及び症状不適合を解除する方法を提供すること。安寧療護は重要な医学的措置であることは疑いないが、リニアな観点からいうと、安楽死が終局的選択である。いかなる安寧療護の下にあるとしても、安らかな尊厳ある死を遂げられない人はどうしてもいるものだ。そういう彼らにとっての最終的選択は安楽死のみである。

したがって、安寧療護と安楽死とは必ずしも矛盾しない2つの道筋であり、両者が指向する死はいずれも尊厳ある死というべきである。

(質問) 安楽死立法には安寧療護は含まれるのか否か。

(回答) 我々の研究の結果だが、安楽死には主動的安楽死と受動的安楽死とがある。我々が現在研究しているのは主に狭義の主動的安楽死である。将来的に受動的安楽死を含めるかどうかは現在なお調査研究中だ。受動的安楽死と安寧療護の間には一定の混じり合う部分がある。

(質問) 先ほどの安楽死に関する定義には前提条件が非常に多いが。

(回答) 安楽死の定義には核心的概念が2つある。自主及び尊厳である。

安楽死の大前提は生命の自主権である。自主とは、安楽死を取るか否か及びいかなる安楽死の措置を取るかはともに本人の選択及び決定を必要とする、ということである。

公布された民法典第1002条は、「自然人は生命権を有する。自然人の生命安全及び生命の尊厳は厳格な法律の保護を受ける。いかなる組織または個人も他人の生命権を侵害することを許されない」と規定する。つまり、自然人は生命権を享有し、これには生命安全権及び生命尊厳権を含む。生命尊厳権において、人は生の尊厳を有するが、死の尊厳は有するの否か。現在のところ、法律上は明確ではない。

我々が考えるに、死の尊厳を法律の範囲の中に収めるべきであり、このことが安楽死立法化の土台である。自然人がこの権利を有することを承諾することによってのみ、当該自然人は生命自主権を有することができ、安楽死の違法性を排除することができる。これが第一の核心的概念、自主である。

生命尊厳権はもう一つの核心的概念、尊厳にかかわってくる。グループの研究では、尊厳とは何か、尊厳にはいかなる基本点があるか、死との関連においては、いかなる状況の下で尊厳を有し、いかなる状況の下で尊厳を有しないか等々について、さらに研究し、定義していく。

我々が安楽死に関して提起した前提条件は、安楽死のプロセスにおける人の自主及び尊厳を、各方面から厳格に規範し、保障するものである。各方面とは、主体の權益、本人の意向、医師の資格、審査批准手続き、監督管理メカニズム等であり、(各方面にかかわるといことは)安楽死がなぜ法律を通じて規制する必要があるかということの原因でもある。

例えば、人はいかなる状況の下で安楽死を行うことができるか。安らかで無痛の死ではあっても、畢竟するに生命を奪うのであるから、法律で規制し、厳格な条件を設けなければならない。厳格な条件という中には「最善の利益」原則に基づくということがある。つまり、患者がいかなる生命の段階にあるかを分析判断し、治療の可能性の有無、苦痛の程度等々を判断するのである。

そのほかにも、扱い方の手続き、監督管理のメカニズムを定める必要がある。我々の認識では、安楽死は必ず資格ある医師が独立した判断を行った後、少なくとも他の一人の医師の意見を求め、その上で法律に基づいて設置する監督管理委員会が審査を行わなければならない。私の知るところでは、オランダ

ではこうしている。当然ながら、以上の内容については今後医学界の意見を聴取する必要がある。

(質問)安楽死の合法化には大きなリスクがあると専門家の意見があるが、貴見如何。

(回答)リスクには二種類のものがある。一つは盗用、すなわち、安楽死の方法を使う殺人だ。このリスクについては無視してよいと考える。なぜならば、厳格な法律の規制がある条件のもとでは盗用の可能性は非常に小さいからだ。殺人を考えるものにとって方法は多様であり、なにゆえにかくも複雑な方法を使って殺人しようとするだろうか。一步下がって考えるとしても、確率が極めて低い「盗用」という可能性のために先進的な制度を否定するというわけにはいかない。すでに安楽死を実施している国家・地域においては、これまでのところ、安楽死を盗用する方法で殺人を行った事例はない。もちろん、今までにないからといって将来もないということではない。だから我々は防止するべきだが、法律を作ることを制止するべきではない。法律で規制を加えることが最良の防止措置である。

もう一つのリスクは濫用だ。濫用防止のための最重要の前提条件は本人による自主選択である。本人の意向に合致しない場合は一律に安楽死適用を排除する、というのが我々の研究結果だ。例えば、本人が疾病あるいは突発事情によって自主決定能力を喪失している場合、家族または医師が決定を幫助できるか。我々は不可と考える。

そのため、重要な補助制度、すなわち生前預嘱(英語 living will の中国語表現)を導入する必要がある。すなわち、完全な行為能力を備えている人は、意向がある限りにおいて、存命中のいかなる段階においても安楽死に関する預嘱を行い、預嘱執行人を指定することができるというものだ。預嘱の進行は公証後に発効する。突発的状況が発生した後、本人が自主決定の意識及び能力を失った場合には、預嘱執行人が申請を提出し、預嘱に基づいて安楽死の審査批准及び執行の手続きに入る。

濫用防止のもう一つの前提条件は医学判断である。医学判断には厳格な基準及び手続きを設け、異なる医師及び監督管理委員会が判断を行う。

総じていえば、安楽死立法を推進することは、有効な法律的規制を行うことに有利であり、むしろリスクを減らすことにも有利である。

(質問)中国は安楽死立法を行うべき時に至ったと考えるか。

(回答)ほぼ毎年、全国人民代表大会及び政治協商会議開催期間中に、安楽死立法にかかわる建議と提案が行われている。現実にも、数十の「安楽死」案件が司法によって処理されている。法院の有罪判決が出るたびに、広範な世論の注目と議論を引き起こしており、道徳、倫理、法律等多方面にわたる問題であるために、大いに議論があるところだ。

また、我々は1000人以上を対象にネット上でアンケート調査を行った。82.2%の人が安楽死に対して基本的に賛成の態度であり、84.2%の人は中国が安楽死に関する立法を行う必要があると考えている。

以上から分かるとおり、安楽死はすでに回避しようがない問題である。中国が最終的にこの医療制度を導入することを最終的に決定する場合には、健全かつ整然として運用されることを保証するため、必ず法律を通じて規制を加えなければならない。

ただし、何時立法できるかについては予想できない。西側が安楽死を推進する上での最大の障碍は宗教である。我が国で安楽死を推進する上での最大の障碍は伝統文化、倫理道徳観念だ。安楽死は法律問題、医学問題であるとともに倫理道徳問題でもあり、推進できるか否かのカギは思想解放と観念刷新にある。したがって、5年、10年が必要となるかもしれない。私としては、生きている間に安楽死の法律ができることを見届けたいところだ。

(質問)死に関する見方は如何。

(回答)ある哲学者が言っていたことだが、この宇宙に唯一真に存在する法則があるとすれば、それは死であり、存在するものすべてが最終的に死に至る。私の認識の中では、将来において生活を完全に自分では処理できなくなるか、耐えがたい苦痛に直面した場合、その人生にはもはや語るべき尊厳と幸せはない。この時、古代ギリシャ人が述べたように、「幸せの中で死ぬこと」が私の追求する理想である。クオリティと尊厳のない生命は、私は一日たりとも長く過ごしたいとは思わない。その時に至ったとき、私にハッキリした意識があるか否かにかかわらず、私は安楽死の方法を使って前倒して我が生命を終えることを希望する。そのことにより、家族の足手まといになることを軽減するし、国家及び社会が有限な医療資源を節約することにもなる。これが私の預嘱とも言える。課題研究が終了する暁には、羅点点の生前預嘱推广協会に赴き、この預嘱を行うことになるかもしれない。」

II 民族問題

1. 民族とは？

○日本大百科全書(ニッポニカ)の解説

「あえて定義すれば、他の集団から区別されるなんらかの文化的共通項を指標として、互いに伝統的に結ばれていると自ら認める人々、もしくは他の人々によってそのように認められる人々、といえる。この場合、文化的指標とは土地、血縁、言語などの共有意識や、宗教、神話・世界観、社会組織、経済生活、その他の生活様式のあらゆる領域のなかから、当該の人々にとって意味のある指標として選択される多様な基準を意味する。学術上、人種は人間の身体的特徴を基準にした人間範疇設定の試みであるのに対し、民族は基本的に、文化的特徴を指標にした人間範疇であるとして区別されるが、民族観念も人種観念も、いずれも人間による人間自身の分類行為の一つであり、それ自体が文化の所産にほかならないということ忘れてはならない。

学術上の民族分類が言語を基準にして行われることが多いのは、共通の言語が民族成員間のコミュニケーションを可能にする大前提としてあり、また言語が人々の思考様式や心性と密接にかかわっていると考えられるからである。民族意識の覚醒において民族言語が重視されることが多いのも、おそらくこのことと関係している。しかし、たとえば言語を指標とした「ゲルマン民族」とか「ラテン民族」といったなかば通俗的ともいえる大範疇からは、社会組織や経済生活などの文化要素は論理的に捨象されていることに注意しなければならない。同様に、「農耕民族」「遊牧民族」あるいは「騎馬民族」といった粗雑な範疇は、固有名詞をもつ個別的な民族に言及するものではなく、文化要素のうちでも、とくに生業形態や生活様式の重要性に着目した人間分類であり、この用語法から、安易にその他の文化要素にまでも共通性を想定することは避けるべきである。〔富沢寿勇〕

○中国・百度百科の解説

「民族とは、文化、言語、歴史あるいは宗教に関して他の人間グループとの間で客観的に区別が存在する人間のグループのこと。あるいは、文化、共同の歴史的記憶、言語、強い一体感を紐帯として形成された共同体のこと。歴史的な原因により、一つの国家に異なる民族が存在する場合もあれば、一つの民族が異なる国家で生活する場合もある。同じ民族が異なる宗教信仰を持つ場合もあり得る。同じ民族が異なる歴史的背景の場合もあれば、異なる民族が同じ言語を使う場合もある。異なる民族が後になって新民族に融合する場合もある。民族という概念は、近代における人類の進化史及び人種研究から得られたものであり、近代語である。しかし、現代の民族(国族)概念は、国家によって区分された人間グループである場合、共同の文化概念を持つ人間グループである場合もある。」

2. 民族自決及び民族自決原則(中国の見方)

- * 民族自決原則とは、外国の奴隸的支配または植民統治下にある被圧迫民族が自由に自己の命運を決定し、植民統治を振り払い、民族独立国家を樹立する権利のこと。民族自決の概念は当初、1789年のフランス革命期にはじめて唱えられた。10月革命後、レーニンは1917年11月8日に出した「平和に関する法令」(Д е к р е т о м и р е)において、帝国主義大国が弱小民族を強制的に併合することを批判し、自決権を破壊する行為を不法と宣言した。
- * 国連憲章のもとでは、外部の圧迫または干渉のない状況の下で、人民が自由に自らの政治的地位を決定し、自由に自らの経済、社会及び文化の発展を図ることができることを言う。自決の権利を民族自決権といい、その依拠する原則を民族自決原則という。しかし、自決権の実現方式あるいは自決後の結果がいかなるものであるか、さらには民族の間の境界が何か、いかなる条件の下で一つの民族を形成できるか、については説明がない。いかなるグループが合法的に自決権を行使できるかについては、今日の法律条文及び定義には依然として非常に多くの矛盾がある。反対論者からは、この原則は

国家分裂、民族的憎み合い、ひいては 1990 年代のクロアチア戦争におけるセルビア人に対するジェノサイドを生み出し、自決が国内衝突の原因になる、といった批判が提起される。

- * 第二次大戦後、多くの植民地は自決の理念を基礎としてレフェレンダムを行って国家の独立を獲得した。しかし、1990 年代以後になると、民族自決運動が国家の領土保全原則に抵触(例:カシミール独立運動)、内戦(例:ユーゴスラヴィア)、民族クレンジング(例:ルワンダ)等の深刻な問題を生み出すケースも登場している。

3. 中国共産党の民族政策

(1) 中国における民族問題の歩み

○多民族国家・中国の歴史

- * 秦始皇帝の中国統一と中央集権制国家建立(221BC)が多民族国家の歴史の始まり。元、明、清の時代に国家の統一と中華民族の凝集力が一段と発展。元朝は内地及び少数民族地域に“行省”制度を実行、王朝と少数民族地区との関係を緊密にした。清朝は、ロシア、イギリスなどによる東北、新疆、チベット等に対する侵略に対抗し、国家の統一を守った。国家的統一と民族的団結が主流、基本的流れだったと言える。
- * アヘン戦争(1840 年)以後、半植民地半封建社会に陥った中国で、各民族を巻き込んだ反帝反封建闘争が勃発。1851 年、広西で太平天国農民革命運動が勃発、壮、瑶、回、苗、彝(い)、蒙古、白等の少数民族が漢族人民とともに戦った。その著名人物には少数民族が少なくなく、北王・韋昌輝、西王・蕭朝貴、名将・林鳳翔、李開芳等はすべて壮族だった。
- * 五・四運動期には、回族の馬駿、郭隆真、劉清揚等が運動に参加し、馬駿、郭隆真等は共産党に加わった。水族の鄧恩銘は済南愛国運動を領導し、後には中国共産党第 1 回大会にも参加した。
- * 第一次国内革命戦争期には、蒙古族の多松年、烏蘭夫等が共産党に参加し、蒙古族地区に最初の党支部を作った。白族の張伯簡、徐克家等は 20 年代に共産党に加わり、香港大ストライキ、北伐戦争及び広州起義に参加した。
- * 第二次国内革命戦争期には、鄧小平、張雲逸等が広西で革命工作を展開、1929 年には百色起義を領導し、工農軍を成立した。紅軍の長征期間中には、行く先々で各族人民が道路案内、情報提供、食糧運搬を担い、紅軍に参加した。
- * 抗日戦争期には、朝鮮族十数万人が抗日戦闘に参加し、蒙古族人民は他の民族とともに抗日遊撃根拠地を作った。1944 年に新疆各族人民は三区革命を發動、解放戦争に大いに力を尽くした。
- * 解放戦争期には、蒙古族人民は 1947 年に内蒙古自治区を創立、1947 年 5 月から 1950 年 8 月にかけて国民党軍 2 万人以上を殲滅した。

○中華人民共和国成立後の 56 民族認定

- * 中華人民共和国成立以前の歴代支配階級は民族蔑視・圧迫政策を実施したため、多くの少数民族は素性を隠し、族称を変えることとなり、その結果、中国の民族状況は曖昧模糊となっていた。建国後、党及び国家の民族平等政策は少数民族の当家作主の権利を保障した。そのことは少数民族の民族意識を激発し、多くの少数民族が名乗りを上げ、1953 年には登記された民族が 400 以上となった。各少数民族が真に民族平等を実現し、民族平等と民族区域自治の権利を享有し、各族人民の積極性、主動性を發揮し、経済文化を迅速に発展させるため、全国範囲で民族識別を進める必要があった。民族識別工作は 4 段階で行われた。
- ** 第一段階:1949 年～1954 年(第一次全国人口調査)。38 民族認定:蒙古、回、藏、滿、维吾尔、苗、彝、壮、布依、朝鮮、侗、瑶、白、哈尼、哈萨克、傣、黎、僂僂、佤、拉祜、高山、水、东乡、纳西、景颇、柯尔克孜、土、羌、撒拉、锡伯、塔吉克、乌孜别克、俄罗斯、鄂温克、鄂伦春、保安、裕固、塔塔尔。(浅井:台湾の高山族が含まれていることに要注意)
- ** 第二段階:1954 年～1964 年(第二次全国人口調査)。新たに 15 少数民族認定:土家、畚、达斡尔、赫哲、仫佬、布朗、仡佬、阿昌、普米、怒、崩龙(后改名为德昂)、独龙、京、毛难(后改名为毛南)、门

巴。また、自己申告した 74 族を認定済みの 53 族に帰属させた。

※第三段階:1965 年～1982 年(第三次全国人口調査)。1965 年にチベット珞瑜(らくゆ)地区の珞巴族、1979 年に雲南基諾山の基諾族を認定。これで、少数民族 55+漢族 1=56 民族。

※第四段階:1982 年～現在。民族成分の回復・変更と一定の族体の帰属工作。1982 年からの民族成分回復・変更者は 1200 万人以上。

○少数民族の人口分布

*2000 年の全国人口調査によると、総人口は 12 億 6583 万人。漢族が 11 億 5940 万人で全体の 91.59%。少数民族が 1 億 643 万人で、全体の 8.41%。対 1990 年比では、漢族人口増加数 1 億 1692 万人で +11.22%、少数民族人口増加数 1523 万人で +16.70%。漢族人口の総人口に占める割合は 91.99% から 91.59% に低下、少数民族人口の総人口に占める割合は 8.01% から 8.41% に上昇。

*55 少数民族中、人口 100 万人以上は 18 民族(蒙古、回、藏、维吾尔、苗、彝、壮、布依、朝鮮、満、侗、瑶、白、土家、哈尼、哈萨克、傣、黎)で、最多は壮族の 1600 万人。人口 100 万人以下 10 万人以上は 15 民族(傈僳、佤、畚、拉祜、水、东乡、纳西、景颇、柯尔克孜、土、达斡尔、仫佬、羌、仡佬、锡伯)。人口 10 万人以下 1 万人以上は 15 民族(布朗、撒拉、毛南、阿昌、普米、塔吉克、怒、乌孜别克、俄罗斯、鄂温克、德昂、保安、裕固、京、基诺)。人口 1 万人以下が 7 民族(门巴、鄂伦春、独龙、塔塔尔、赫哲、高山、珞巴)。このほかに、民族成分未確定が 73.4 万人以上。

*民族圧迫制度の廃止、生産発展、生活改善、医療保険事業の大改善プラス少数民族に対する計画生育上の要求が漢族に対するより緩やかであることから、少数民族人口下降傾向はストップし、反転に転じた。1990-2000 年の間、13 民族の人口増加率は毎年 2.00% 以上(高山族は 4.31%、羌族は 4.26%)。蒙古、チベット、ウイグル等人口 100 万人以上の 8 民族の人口増加率は 1.40-2.00% で、全国平均 0.91% を上回っている。その結果、少数民族の総人口に占める比率は、1964-1982 年:6.7%、1982-1990 年:6.7%、1990-2000 年:8.41% へと高まっている。

*少数民族人口の比重は 10% に満たないが、少数民族自治地方の面積は全国の 60% 以上(チベット自治区の人口密度は 1.8 人/km²)。少数民族人口分布には 2 つの特徴。

**固まって住むことが少なく雑居が多い(小聚居大杂居)。5 自治区(内蒙古、新疆、チベット、広西、寧夏)、30 自治州、120 自治県(旗)、1200 余の民族郷は少数民族が固まって住んでいる地域。ただし、漢族も多い。内蒙古、広西、寧夏では漢族人口が少数民族人口を上回り、新疆でも漢族が 40% 強。また、漢族居住区に住み着く少数民族も多く、最近 20 年では、少数民族で雑居、散居する人口の増加は急であり、民族雑居の県市がますます増えている。

**分布範囲が広いが、西部及び辺疆地区に主に集中している。2000 年の調査によれば、4 省区(広西、雲南、貴州、新疆)の少数民族人口総計は全国人口の 50% 以上。さらに 16 省区(辽宁、湖南、内蒙古、四川、河北、湖北、西藏、吉林、青海、甘肅、重慶、宁夏)を加えると、全国の 91.32% を占める。

(2) 習近平時代

○習近平「中華民族共同体」

*「中華民族共同体」定義:中華各族人民が長期にわたる歴史的発展の中で形成した、政治上は団結統一、文化上は兼容併蓄、情感上は相互親近であり、あなたの中に私があり、私の中にあなたがある、誰も互いに離れることができない民族共同体のこと。共同の歴史的條件、共同の価値追求、共同の物質的基礎、共同の身分的一体感、共有の精神的故郷という基礎の上に構築された運命共同体である。

*「中華民族共同体意識」定義:中華民族共同体の存在を反映する意識であり、中華民族を共同建設する共建意識、中華民族を共同発展させる共担意識、中華文化及びその発展成果を共同享有する共享意識などの中身を含む。

*提起:習近平が中央第二次新疆工作座談会(2014 年 5 月 28-29 日)において「中華民族共同体意識を牢固として樹立」と提起、その後中央民族工作會議(2020 年 6 月 12 日)で「中華民族意識共同体を積極的に育成」と提起、更に第 19 回党大会(2017 年 10 月)で「中華民族共同体意識をうち固める(中国語:‘鑄牢’)」と提起した。

○2021年8月27日－28日 中央民族工作會議:新時代における党の民族工作の指針(中央書記処書記/中央統一戦線工作部部长・尤權解説 2021年11月5日求是)

***新情況と課題**

**民族地区 3121 万人の貧困人口が全員脱貧を成し遂げ、民族自治地方 420 貧困県がすべて貧困を解決し、絶対貧困問題を解決。都市及び散居地区に居住の少数民族人口は少数民族総人口の 1/3 を超え、少数民族の流動人口は 3000 万人以上となっている。

**新時期の民族工作は新しい情勢と任務に直面している。①民族地域の発展は新しいレベルに上がったが、発展不均衡・不十分という問題は相変わらず突出。②各民族の人口大移動及び大融居(融合居住)の流れは不斷に強まっており、如何に情勢に応じて互嵌(Inter-embedding)的な社会構造を建設するかに関する追求を強化する必要がある。③中華民族共同体の思想的基礎は不斷に強化されているが、局部的な反分裂形勢は依然として深刻。④国内の民族団結を破壊しようとする国際勢力の動きを軽視できない。

***習近平の民族工作に関する思想(工作會議で提起した主要点):「12の必ず(“十二个必須”)」**

①中華民族の偉大な復興戦略の高みから新時代における党の民族工作の歴史的方向を把握し、中華民族の偉大な復興実現を出発点及び帰結点として新時代の党の民族工作を総合的に企画し、推進する。

**「民族工作の歴史的方向」:異なる歴史的時代においては、党及び国家の事業は異なる中心的任務に直面するのであり、民族工作の力点と重点も異なってくる。中国が強大になってきた今日、民族工作は必然的に新しい情勢と新しい使命に直面することになる。

**新たに直面する情勢・挑戦とは、民族地区の発展が不均衡かつ不十分という問題が突出していること、各民族の交流交融に影響する要素が複雑で様々であること、民族分野におけるイデオロギー闘争が尖鋭で複雑であること、国際勢力が民族団結をかき乱し、破壊するリスクが軽視できないこと、である。

②各民族が社会主義現代化国家を全面的に建設するために共同で奮闘することを新時代の党の民族工作の重要任務とし、各民族が時代の歩みに沿って共同で団結奮闘し、共同で繁栄発展することを促進する。

③中華民族共同体意識をうち固めることを新時代の党の民族工作の主線とし、各民族が偉大な祖国、中華民族、中華文化、中国共産党、中国特色社会主义に対する高度な一体意識を確固とすることを推進し、中華民族共同体の建設を不斷に推進する。

**中華民族共同体意識をうち固めることは、(i)各民族の根本的利益を擁護するための、(ii)中華民族の偉大な復興を実現するための、(iii)平等団結・互助和諧の民族関係を強固にし、発展させるための、(iv)党の民族工作に新局面を切り開くための必然的要求である。

**中華民族共同体意識をうち固めることによってのみ、(i)国家統一・民族団結を擁護する堅固な思想長城を擁護し、各民族の根本的利益を実現、擁護、発展でき、(ii)中華民族の偉大な復興過程に出現するリスクと挑戦に対応でき、党及び国家の振興発展、長治久安のための思想的保証を提供でき、(iii)各民族の中華民族への自覚的一体化を増進し、中華民族をして一体感のより高く、凝集力のより強い運命共同体へと推し進めることができる。

**時代の変化に順応して、共同性を増進する方向にしたがって民族工作を改善し、共同性と差異性とを弁証法的統一及び民族要素と区域要素との有機的結合を成し遂げることによってのみ、新時代の党の民族工作はよりきめ細かく、より実のあるものとすることができる。

④正しい中華民族歴史観を堅持し、中華民族に対する一体感とプライドを強化する。

⑤各民族の一律平等を堅持し、各民族が共同で当家作主となり、国家事務の管理に参加することを保証し、各族大衆の合法權益を保障する。

⑥中華民族大団結の旗を高く掲げ、各民族が中華民族大家庭においてザクロの如く緊密に抱き合うことを促進する。

⑦民族区域自治制度を堅持し改善し、党中央の政令が行き渡ることを確保し、国家の法令の実施を確保し、各民族が経済を發展させ、民生を改善することを支持し、共同發展と共同富裕を実現する。

⑧中華民族共有の精神的故郷を構築し、各民族の人心が帰集し、精神的に寄り添い合うようにし、人心

凝集、団結奮闘の強大な精神的紐帯を形成する。

⑨各民族の広範な交流交融を促進し、各民族が理想、信念、情感、文化上で団結統一することを促進する。

⑩民族事務の依法治理を堅持し、民族事務の理論体系と治理能力の現代化を推進する。

⑪国家の主権、安全、発展利益を断固擁護し、各民族が愛国主義の伝統を継承し、発揚することを教育引導し、自覚的に祖国統一、国家安全、社会安定を擁護せしめる。

⑫党の民族工作に対する領導を堅持し、民族問題解決と民族工作処理能力・レベルを高める。

*** 中華民族共同体意識をうち固めることの内容と重要な意義を全面的かつ正確に把握すること**

①文化的・国家的帰属感: 中華民族の 5000 年以上の発展歷程は各民族の交流交融の歴史であり、国家の統一を追求し、民族の団結融合を推進することは歴史の主流であり、各民族の不断な交融を推進し、血脈相連、命運与共の中華民族多元一体というパラダイムを形成してきた。特に、近代以来の反帝反封建闘争の中で、中華民族の自我意識は真に覚醒し、各民族の中華民族共同体意識は空前に高まった。新中国成立後は、中国共産党の領導のもと、中華民族は自立、自信、自強、発展に自覚的に向かう中で、包容性、凝集力、統一性を備えた運命共同体に発展してきた。新時代に入り、中国が日増しに富強になり、日増しに世界舞台の中央に歩み寄るに伴い、中華民族の経済的紐帯はますます緊密になり、文化的帰属感はますます深まり、国家的帰属感はますます高まり、中華民族共同体意識はますます強まり、中華民族共同体は牢固とした、破られようがないものになるに違いない。

②休戚与共、榮辱与共、生死与共、命運与共の共同体理念: 習近平は、中華民族共同体意識をうち固めるには、各族人民が休戚与共、榮辱与共、生死与共、命運与共の共同体理念を確固と打ち立てるよう導く必要があると指摘する。中華民族共同体意識をうち固めるには、政治的帰属と政治的一体を更に強調するべきである。それは国家レベルにおける最高の社会的帰属感かつ世界と向き合う文化的帰属感(の問題)である。そこでの核心は、各族人民を偉大な祖国、中華民族、中華文化、中国共産党、中国特色社会主义に対する一体感に導き、国家意識、公民意識及び法治意識を強めることに導くことである。中華民族共同体意識をうち固めることによってのみ、様々な、極端な、分裂的な思想の浸透転覆に抵抗することができ、中華民族の偉大な復興に影響を及ぼす様々なリスクと潜在的な危険を不断に排除することができ、各族人民を団結させることができ、共同性を増進する方向にしたがって民族工作を改善前進することができる。

*** 中華民族共同体意識をうち固めるために踏まえるべきいくつかの関係**

習近平は、中華民族共同体意識をうち固めるには、①共同性と差異性との関係、②中華民族共同体意識と各民族意識との関係、③中華文化と各民族文化との関係、④物資と精神との関係を正確に把握するべきだと強調する。習近平の論述は、「二点論」を語るとともに「重点論」をも語り、「普遍性」を語るとともに「特殊性」をも語り、「見方」を語るとともに「やり方」をも語るにより、中華民族共同体意識をうち固めることを主線として新時代の党の民族工作の質の高い発展を推進するための根本的なよすがを提供している。

**各民族の差異性は長期にわたって存在し、差異性を尊重し、包容することは中華民族共同体意識をうち固める上でのマストである。同時に、共同性が主導、方向、前提、根本であり、差異性は共同性を弱め、害になることはあってはならないことを認識するべきである。差異を保護することは必要であり、差異性が豊富で多彩であってこそ、共同体は包容性と活力を示すことができる。しかし、差異性の中の落後した、民族の進歩に影響する要素を固定化し、強化することがあってはならない。

**中華民族共同体意識と各民族意識との関係に関しては、各民族が終始中華民族の利益を首位に置き、本民族意識を中華民族共同体意識に服従させ、服務させるとともに、中華民族共同体全体の利益を実現するプロセスの中で各民族の具体的利益を実現するよう導く。中華文化と各民族文化との関係に関しては、各民族の優秀な伝統文化はすべて中華文化の構成要素であり、中華文化が主幹で各民族文化は枝葉であり、主幹が根を深く張ってこそ枝葉は繁茂することを正しく把握するべきである。物資と精神との関係に関しては、すべての改革発展に、中華民族共同体意識を顕彰する意義、統一を擁護して分裂に反対する意義、民生改善と人心凝集の意義を賦与して、中華民族共同体を牢固不破にする必要がある。

**実際工作においては、問題意識を持って民族工作中的の偏りを調整し、「同」でなければならないこと

と「異」であってもよいこととははっきりさせる必要がある。各族幹部大衆は、偉大な祖国、中華民族、中華文化、中国共産党、中国特色社会主義に対して高度の一体感が必要であり、国家意識、公民意識及び法治意識では差異があってはならない。同時に、差異性を尊重し、各民族の飲食服装、風俗習慣、文化芸術、建築スタイル等の分野における保護と伝承に注意し、中華文化の中で光彩を放つようにするべきである。大漢族主義と地方民族主義を正し、中華民族共同体意識のレベルを全体的に高めるのである。

*** 中華民族共同体意識を主線とすることを堅持し、新時代の党の民族工作の質の高い発展を推進する**
(以下は、2021年11月8日付人民日報所掲の中華人民共和国国家民族事務委員会(中共国家民委)文章による)

習近平は、中華民族共同体意識をうち固めることが新時代の党の民族工作の「綱」であり、すべての工作はこれに集中する必要があると強調している。我々は、中華民族共同体意識をうち固めることを民族工作の全分野、全プロセスに貫徹させなければならない。

**** 中華民族共有の精神的故郷の建設を大いに推進する。**

中華民族共同体の基礎理論および中華民族史の研究を強化し、「中華民族交流交融史」の編纂工作を組織する。中華優秀伝統文化を発揚し、各民族文化の創造的転化、創新的発展を推進し、各民族の中華文化に対する一体性を強化する。民族地区における国家通用語文字の教育を強化しつつ、各民族の言語文字を科学的に保護する。各民族文化は中華文化の構成部分であり、中華文化の形成と発展に貢献してきた。漢族文化を中華文化と同等視して少数文化をおろそかにすることも、自民族文化を中華文化と切り離して中華文化に対する一体感を欠くことも、ともに誤りである。各民族文化の包容互鑒及び創新発展の促進は、中華文化の一体感を強める基礎の上で行うべきであり、本末を転倒してはならない。

**** 各民族が社会主義現代化国家の全面的建設に共同奮闘することを推進する。**

民族地区の全面現代化プロセスにおける使命任務を科学的に定位し、区域支持政策の差別化を改善し、民族地区における改革開放の全面的深化を支持し、自己発展能力を高める。民族地区が新発展段階を正確に把握し、新発展理念を貫徹し、新発展パラダイムに融入し、高質の発展を実現し、共同富裕を推進することを推進し、経済社会発展と生態文明建設の全体的な配置を行うことを推進する。民族地区が脱貧攻堅の成果を強固にすることと郷村振興とを効果的に結びつけることを促進する。政治上から民族地区の経済社会発展問題を考慮することに巧みになる。発展は現代化の基礎であり、すべての改革発展に中華民族共同体意識の意義を付与するべきであり、統一を擁護することで分裂に反対する意義を付与し、民生を改善することで人心を凝集する意義を付与するべきである。

**** 各民族の広範な交流交融を促進する。**

民族大流動大融居の趨勢に従い、民族地区と当中部地区の各族大衆が区域をまたいで双方向に流動することを秩序的に推進する。民族及び地区の違いに立脚して、都市農村建設配置計画と公共サービス資源配置を統一的に計画し、各民族の共居共学、共事共樂の社会条件を積極的に作り出す。試点の基礎の上で中華民族共同体意識打ち固めのモデル建設を展開する。

**** 民族事務治理体系と治理能力の現代化レベルを高める。**

民族区域自治制度を堅持し改善し、民族政策及び法令システムを健全化し改善する。公平公正を原則とし、区域化と精準性を突出させ、特定地区、特殊問題、特別事項に即して差別化した区域支持政策を制定、実施する。民族事務ガバナンスを共建共治共享の社会ガバナンス構造の中に組み入れ、各族大衆の合法的權益を保障し、民族的要因に係わる事案を法律に基づいて適切に処理し、少数民族大衆にかかわる民事刑事問題を単純に民族問題と見なしてはならず、民族地区で発生した一般的矛盾を単純に民族矛盾と見なしてはならない。各種違法犯罪行為を法律に基づいて処罰し、法律の前での平等を確実にやり遂げる。いかなる人も法律を越えた特権はない。問題に即して処理することを堅持し、工作方法においては歩留まりを把握し、慎重に事を進めることに注意す

**** 民族領域における重大なリスクと隠れた危険を確実に防犯する。**

国家総合安全観を貫徹実施し、イデオロギー陣地を守り固め、民族的要因にかかわるイデオロギー問題を積極的かつ穏当に処理し、民族分裂及び過激宗教の思想を持続的に取り締まる。民族分

野におけるリスク及び潜在的危険を防犯し予防する体制的メカニズムを健全にし、突発事件応急処理能力を高める。各民族が愛国主義の伝統を継承、発揚し、自覚的に祖国の統一、国家の安全、社会の安定を擁護し、暴力的テロ活動、民族分裂活動、宗教的極端な活動を厳格に防犯し、断固と打撃し、敵対勢力の浸透、転覆、破壊活動を厳格に防犯し、抵抗するように教育し、導く。政治原則、思想認識、学術観点を正確に区分し、歴史的ニヒリズム、極端な民族主義、宗教的過激主義、大漢族主義及び地方民族主義に旗幟鮮明に反対し、民族分裂、過激宗教の思想を継続的に肅清する。

****党の民族工作に対する全面領導を強化し、改善する。**

習近平は、中国共産党の全面的領導を強め改善することは新時代の党の民族工作の根本的な政治的保証であると指摘する。新時代の民族工作においてはこの原則を揺るぎなく堅持しなければならない。党の領導を民族工作の全プロセスに貫徹し、党委員会の統一的領導、政府の依法管理、統一戦線部門の率先協調、民族工作部門の履職尽責、各部門の通力合作、全社会の共同参与という新時代の党の民族工作構造の形成を推進する。民族地区の幹部隊伍の建設を強化し、各級領導権を忠誠な幹部の手中に掌握することを堅持する。少数民族幹部の育成と任用を重視し、優秀な少数民族幹部を信頼し、重用する。民族地区の基層組織と政権の建設を強化し、基層党組織を、中華民族共同意識を打ち固め、大衆致富を帶領し、社会の安定を維持し、反分裂闘争を展開するための堅強な堡壘とする。

(3) 新疆ウイグル族「ジェノサイド」問題

○「米欧諸国の対中ヒステリー—新疆ウイグル族「ジェノサイド」非難—」(3月16日「コラム」)

「ジェノサイド」(集団殺害)は、国連総会が「国際連合の精神と目的とに反し且つ文明世界によよって罪悪と認められた国際法上の犯罪」(1946年国連総会決議96号)と定め、「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(ジェノサイド条約)」で防止と処罰について定めた、れっきとした国際法上の犯罪です。条約第2条は、この条約にいう「集団殺害」とは、「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもって行われた行為」であり、その「行為」として、(a)「集団構成員を殺すこと」、(b)「集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること」、(c)「全部又は一部に肉体的破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すること」、(d)「集団内における出生を防止することを意図する措置を課すること」、(e)「集団の児童を他の集団に強制的に移すこと」の5つを掲げています。また、処罰の対象となる行為として、「集団殺害」、「集団殺害を犯すための共同謀議」、「集団殺害を犯すこと」の直接かつ公然の教唆、「集団殺害の未遂」及び「集団殺害の共犯」が挙げられています。

中国が新疆ウイグル自治区でウイグル族に対して「ジェノサイド」を行っているという非難は、2020年6月にアドリアン・ゼンツ(Adrian Zenz)というドイツ人「学者」が発表した文章をもとに、主要欧米メディア(AP、CNN、BBC等)が、「激減するウイグル族出生率」及び「強制的出産制限」は中国の「ジェノサイド」政策の証拠であると一斉に声を上げたことが発端になっていると言われます。トランプ政権時代にポンペイオ国務長官は、ゼンツの文章が発表されたわずか数日後に、「ゼンツの衝撃的な暴露」を評価し、中国の「強制的断種、強制的中絶、強圧的家族計画」政策を非難する声明を発表しました。バイデンも2020年8月、一連のメディア報道をもとに中国によるジェノサイドに対する非難を支持しました。こうして、「中国が少数民族のウイグル族に対してジェノサイドを行ってきた」という「定説」ができあがったというわけです。国務長官に就任したブリンケンも、新疆で「ジェノサイド」が行われていると発言しました。

以上の事実関係を報道したアメリカの独立ニュースWSの「グレー・ゾーン」(以下「GZ」)は、ゼンツが反共極右のイデオログであり、また、彼が証拠として挙げた事例が科学的批判に耐え得ないものであることを具体的に指摘する文章を掲載しました(2月18日付け)。GZによれば、ゼンツは共産主義犠牲者記念基金(the Victims of Communism Memorial Foundation)及びワシントンDCにあるネオコンのジェームスタウン基金に属するドイツ人研究者です。ゼンツの雇用主である両基金は、ゼンツのことを「チベット及び新疆に対する中国政府の政策に関する世界の指導的学者の一人」と紹介していますが、実際は極右キリスト教原理主義者であり、自らのことを「神に導かれて」中国政府に反対しており、同性愛及びジェンダーの平等性を慨嘆し、もっぱら福音派神学団体で教えてきた、とGZは紹介しています。GZは、西側主要メディアはゼンツが札付きの反共極右である事実をわかまえていのに、その事実には頬被りし、彼の中国

非難の主張を全面的に垂れ流す姿勢を厳しく批判しています。私がそれ以上に無視できないのは、いかに得体の知れない人物によるいかに内容的に科学的批判に耐えない代物であっても、中国非難(「レッテル貼り」)に利用できる材料であれば何でも利用して恬として恥じないバイデン政権の姿勢です。アメリカもジェノサイド条約批准国です(ちなみに、日本は未批准)。中国の「ジェノサイド」を非難するのであれば、ジェノサイド条約に定める犯罪としての要件に該当するか否かをチェックすることは同条約批准国としての最低限度の法的道義的モラルでしょう。しかし、バイデンもブリンケンもそうした最低限のモラルすら持ち合わせていないのです。

なお、3月15日付けの環球時報は、復旦大学中国研究院研究員の鄭若麟署名文章「新疆の実話を語った法学者 ひどい仕打ちに遭う」を掲載しています。この文章によれば、フランス・ストラスブール法学院院長が、新疆訪問(2019年9月)の見聞(対テロ対策、職業訓練、民族融合等)をメディアのインタビューで語り、欧州及びフランスも中国に学ぶべきだと語ったところ、メディアの激しい攻撃の対象となり、ついに職を辞することを余儀なくされた、というのです。鄭若麟は、西側社会において言論は「社会の大多数の観念に合致」しなければならないという風潮が支配的になっており、くだんの法学者氏も「新疆でジェノサイドが起こっている」とする「社会の大多数の観念」に反する言論を行ったためにこういう仕打ちに遭うことになったと指摘しています。

鄭若麟の説明が100%正しいかどうかはともかく、ゼンツの主張が米欧でまかり通り、良心的発言をした法学者氏が苛烈な攻撃に逢着するという事態は、米欧諸国の対中ヒステリーがいかほどの次元に達しているかを理解するには十分なものがあると思います。クアッドにのめり込む菅政権、日米「2+2」の「対中対決姿勢」を手放して礼賛的に報道する日本メディアの現状を見ると、対中ヒステリーという点では日本も同じ次元にあるのではないかと思います。

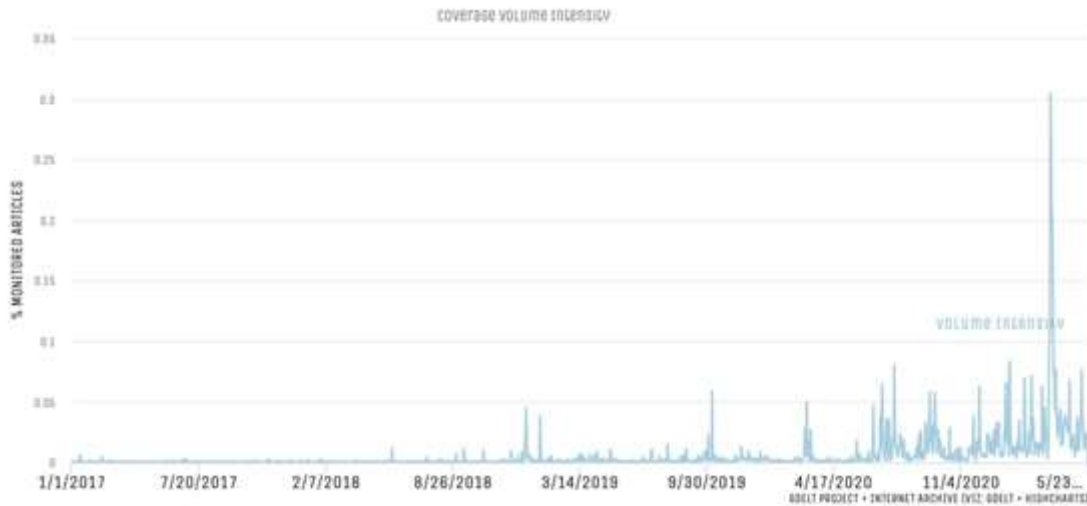
○6月15日環球時報記事「西側の新疆ジェノサイド非難 背後の画策者は誰か？」

GOOGLE オープンソースビッグデータセット GDELT によれば、西側メディアにおける新疆ジェノサイド報道は2018年下半年から頻繁になり、2020年下半年になって爆発的に増えたことが示されている。環球時報記者は、2018年1月12日のトルコ・アナトリア通信社の報道が、ジェノサイドの概念で新疆問題を報じた初期の報道の一つだったことを発見した。この記事は、ジェノサイドを研究している人権活動家の話を引用して、「中国は現在、新疆ウイグル人に対して人種的動機に基づく迫害を系統的に行っている」と称した。この報道は、「東トルキスタン組織」である「世界福祉協議会」によって急速に広められた。ここから、西側メディアにおいて頻繁に新疆関連で「強制収容所」「強制労働」「ジェノサイド」等の名詞が陸続と表れるようになった。

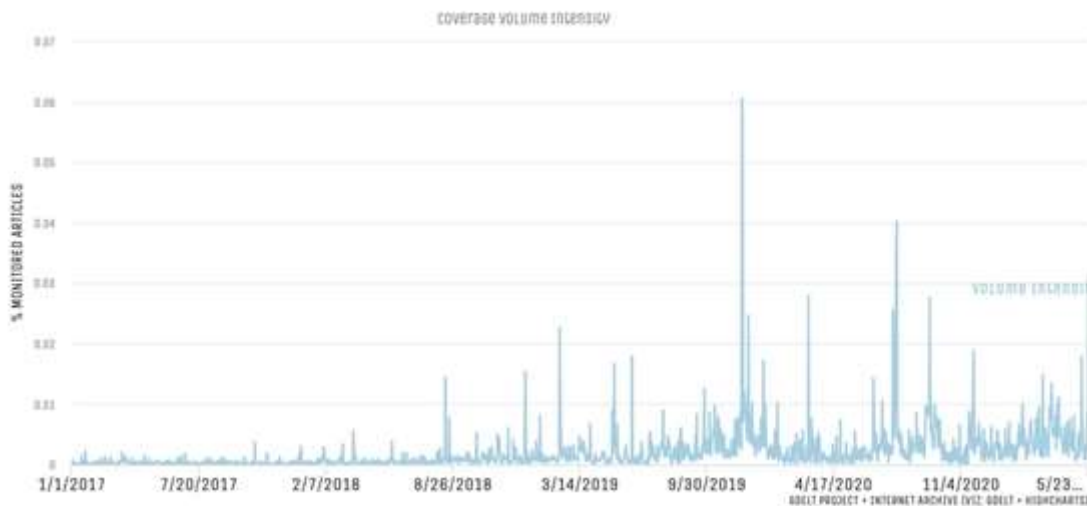
(図1) 西側メディアにおける新疆「ジェノサイド」報道に関する時系列分布状況



(図2) 西側メディアにおける「強制労働」報道に関する時系列分布状況



(図3) 西側メディアにおける新疆「強制収容所」報道に関する時系列分布状況



武漢大学ニュース・リソース研究センターの李白楊博士によれば、西側によって作り出された「強制収容所」「強制労働」のデータ結果をサーチしたところ、新疆教育訓練センターを「強制収容所」と誹謗した言論は国際的に出現がもっとも早かったが、その後漸減状態になっていき、より具体的な「強制労働」「ジェノサイド」等のフレーズがより破壊力を持つ新疆関連デマとなっていった。李白楊はさらに、国外のソーシャル・メディアにおける「ジェノサイド」等のデマのソースを観察すると、そのほとんどがドイツ人・ゼンツ及び「東トルキスタン」テロリストの後述に由来することが分かったと述べた。彼は更に、これらのデマが活発になった時間は 2018 年下半期に集中しており、その時期は正にアメリカの右翼反中勢力が強硬発言を行った時期に当たっており、メディア、政治屋、反中勢力が歩調を合わせるようになったと分析した。李白楊が指摘したように、2018 年 10 月 4 日にはペンス副大統領がハドソン研究所で中国政策問題について演説した。この演説は「米中国交樹立以後の 40 年間でもっとも強硬なもの」と評された。

武漢大学国際法研究所の彭芩萱副研究員によれば、アフリカ黒人の奴隷販売、アメリカ大陸及びオーストラリア大陸における先住民に対する虐殺、第二次大戦中のナチスによるユダヤ人迫害、日中戦争時の南京大虐殺などはジェノサイドに該当する。ジェノサイド条約では詳細なジェノサイドの定義を行っており、締約国は 152 であり、国際社会で広範な合法性の基礎があると言える。ハーバード大学ケネディスクールを卒業した任意は、100 万人以上のフォロワーを持つ影響力がある人物だが、「ジェノサイドという言葉は中国人にとって聞き慣れない概念だ」、「しかし、西側の人間にとっては極めてリアルな言葉である。西側の植民地主義者は人類史上最大のジェノサイド犯罪者であるからだ。今、西側がやろうとしているのは、自らの罪行を中国になすりつけて、中国を悪魔に描き出すことなのだ」と述べた。

「ジェノサイド」という言葉が中国人周知になった主な原因は、2021 年 1 月 19 日、すなわちポンペイオ

が国務長官を辞任する前日に、国務省WSがいわゆる「新疆暴行非難」声明を掲載し、中国が新疆西部のムスリム及び少数民族に対して行っている政策は「人道に対する罪」及び「ジェノサイド犯罪」を構成すると述べたことにある。

○「東トルキスタン組織」(中国側分析報道のまとめ)

*歴史的経緯

「東トルキスタン組織」とは東トルキスタン・ウイグル族分裂テロ分子の総称であり、東トルキスタン・イスラム運動、東トルキスタン解放組織、世界ウイグル青年代表大会などの多くの組織を含む。テロ組織であるトルキスタン・イスラム党は国外に基地を設けてテロ分子を訓練し、中国国内に派遣してテロ破壊活動を画策し、指揮しており、東トルキスタンテロ勢力の中でもっとも危険なテロ組織の一つである。その目的は、テロを通じて中国を分裂させ、新疆に政教一致の「東トルキスタン・イスラム国」を建設することにある。1997年に組織され、2002年9月11日に国連によってテロ組織と認定された。

「東トルキスタン」という名称は19世紀末に西側植民地主義者によって提起されたもので、ロシア中央アジア地域を「西トルキスタン」、中国新疆を「東トルキスタン」と名づけ、新疆を東トルキスタン人の故郷とする謬論を編み出した。

「東トルキスタン運動」の発生と発展は、汎イスラム主義と汎トルキスタン主義の二重の影響を受けている。19世紀中期に提起された汎イスラム主義は、すべてのイスラム国家を連合して統一されたイスラムの政治的実体を作ることにある。汎トルキスタン主義は、帝政ロシア時代に迫害されたタタール人に源を有し、小アジアから中央アジアのすべてのトルキスタン語系民族を連合してトルキスタン帝国を建設することを目的としている。この二つの思想の影響の下で、新疆の「東トルキスタン独立運動」が生まれた。

この二つの思想は20世紀初から新疆に伝わってきた。その代表人物であるトルコ人カマル、トルコ留学から帰国したウイグル人・メスウォルドは当時の中国新疆政府に圧迫されて国外に逃れた。1930年代初に再び新疆に戻ってきた二つの思想の持ち主たちはすでに自らの思想体系と政治綱領を持っており、これがいわゆる「東トルキスタン独立運動」であった。当時の中国は軍閥割拠であり、新疆も例外ではなく、このことがこの運動に発展のチャンスを提供した。1933年11月、彼らはイギリスの支持のもと、カシュガルに「東トルキスタン・イスラム共和国」を樹立した。新疆省督軍・盛世才が3ヶ月後に打ち破ったため、「共和国」は3ヶ月存在したに過ぎないが、これが新疆分裂運動の発端となり、新疆分裂分子はその後一貫してこの衣鉢を受け継いで今日に至っている。「共和国」滅亡後国外に逃亡した主要人物の一人である伊敏は亡命先のインドで新疆独立を宣揚する『東トルキスタン史』を著し、分裂主義者の経典と見なされている。

中国を分解することを狙い、満蒙計画を進めていた日本は、新疆においてもイスラム国を建設しようとし、オスマントルコの末代を庇護し、新疆独立後の首班にしようとしていた。1944年には、イリ、チョンク、アルタイ3地区がソ連の支持のもとで「東トルキスタン共和国」を成立した。ただし、ソ連の真の目的は新疆独立支持にはなく、これを交換カードとして、モンゴル独立と中国東北地方に対するソ連の特権を中国に認めさせることにあった。この「共和国」は、1949年に新疆が解放されることによって終了した。ただし、「共和国」政府は反国民党だったため、人民政府は団結の角度から新民主主義革命の一部と位置づけ、「共和国」の軍隊を解放軍第5軍として編入した。東トルキスタン分裂運動自体は大きな打撃を受けたが、分裂主義思想は根絶されるに至らず、火種が残ることとなった。

20世紀80年代以後、中国の改革開放、ソ連の解体と中央アジア諸国の独立は「東トルキスタン」分裂主義者に捲土重来のチャンスを提供し、「イスラム・ヒズボラ」「イスラム改革党」などの組織が現れた。1992年12月、「東トルキスタン」分裂主義者は、サウジアラビア、トルコなどの支援のもと、イスタンブールで「東トルキスタン民族代表大会」を招集、中央アジア、アメリカ、オーストラリア、パキスタン、ドイツ、サウジアラビア、トルコ、スイス等の国々から30以上の分裂組織のリーダーが大会に出席、「東トルキスタン国際民族連合委員会」を成立するとともに、国名(東トルキスタン)、国旗(三日月旗)、国歌(シャディヤ)及び国章を定め、中国域外の「東トルキスタン」分裂主義運動の連合を標榜した。

1993年4月5日、アメリカ、ドイツ、フランス、パキスタン、サウジアラビア、中央アジアの17カ国の代表が再びトルコで「東トルキスタン」国際会議を開催、統一亡命政府樹立を宣言、レザピクンを政府首脳

に任命、独立宣言を発表して、国連、国際人権組織、イスラム組織に対して中国に圧力を行使するように呼びかけ、ダライ・ラマ集団とも共闘することを明らかにした。また、1996年10月にはホータンで、新疆の10以上の州(県)から集まった分裂組織代表による会議が行われ、「イスラム・ヒズボラ」成立を宣言、国内分裂勢力が分散から連合に向かうことを示した。

*国際化

1990年代以後、分裂組織は次第に地下運動から公然とした運動になり、国際化に向けて発展する傾向である。活動における民族的宗教的色彩を薄め、いわゆる民族宗教問題を人権問題と絡め、分裂活動を「民族解放運動」に高めることで西側大国の支持獲得を目指すようになった。リーダーたちは頻りに西側大国との接触を強め、公聴会で証言し、各地で国際シンポジウムを開催し、インターネットなどの現代的メディア手段を利用して影響を拡大しようとしている。

特に指摘する必要があるのは、「東トルキスタン」の国際化のプロセスの中で、国際的な反中勢力が重要な役割を演じ、アメリカ等の西側諸国が支持することで、この運動を後押ししていることである。クリントン大統領、ゴア副大統領は彼らと何度も秘密会見を行い、アメリカ議会は新疆問題公聴会を行った。1999年のアメリカ政府発表の「中国人権報告」ははじめて中国の新疆民族政策を非難した。他の西側諸国も中国に圧力をかけた。トルコ及び中央アジア諸国の一部も彼らを公然とあるいは秘密裏に彼らを支持してきた。

*テロ化

1999年12月、18カ国40以上の分裂組織代表がイスタンブールで会議を行い、暴力による「建国」方針を決定し、「武力による政権奪取」で合意した。そのために、アフガニスタン、チェチェン、カシミール等にメンバーを送って実戦訓練を行い、中央アジア、西アジア、アフガン等に20以上の訓練基地を設けて期間分子を訓練している。また、南疆山岳地帯で「武装割拠」を主張する組織もある。

事実上、「東トルキスタン」分裂組織はすでにテロ組織に移行しつつあり、アルカイダの全面支援を受け、かつ、アルカイダの重要構成部分となっている。1999年8月、キルギスタン南部で4人の日本の科学者を拉致する事件に関与した。近年、新疆で発生した一連の暗殺テロ事件のほとんどにこの組織が関与している。国内では、1990年から2001年8月にかけて33件のテロ事件を起こしたことが記録されている。

2001年9月11日以後、「東トルキスタン」テロ組織もアメリカのテロ戦争を支持せざるを得ず、アルカイダとの距離を置くことに努力し、テロリズムの色彩を極力薄めることに努め、メンバーに過激発言を慎むように指示し、所在国のテロ組織からも距離を置くようにした。同時に彼らは、再び「人権」「宗教の自由」「少数民族の利益」などの旗を掲げ、「中国政府は少数民族を迫害している」などとするデマを流し、国際的なテロ取り締まりから逃れようとしてきた。

○中国政府の対策事例

- *2001年10月11日、中国外交部の孫玉璽報道官ははじめて「東トルキスタン」分子のテロ活動に言及。10月19日には、欧州議会が、中国の度重なる申し入れを無視して、「東トルキスタン」分子が議会議事建物内でシンポジウムを開催することを許可したことに対して強烈な不満と憤慨を表明。
- *2001年10月、上海で行われたAPEC会議で、中国は参加各国とテロ問題を協議、「東トルキスタン」テロ組織を譴責。同会議終了後、中米サミットにおける合意に基づき、アメリカ側と情報交流を行い、アフガンにおける米軍に対するロジスティクス支援を提供。必要時には、解放軍特殊部隊が中国・アフガニスタン国境地帯で活動するタリバン及び「東トルキスタン」テロ分子に対して攻撃を行うこととした。対テロ中米協力の実施は、「東トルキスタン」テロ主義に対する中国の活動を国際対テロ闘争の中に組み入れることを意味し、「東トルキスタン」テロリストに対する戦いにおける転機となった。
- *同年10月末、第9期全人代第24回会議は、2つのテロ関係条約(「制止恐怖主义爆炸的国际公约」「打击恐怖主义、分裂主义和极端主义上海公约」)を承認。
- *2001年12月4日、アメリカの対テロ問題特使テイラーが訪中、中国側と協議。中米がテロ対策協力を強化すること、協力メカニズムを構築することで一致。2004年、ブッシュ政権は東トルキスタン・イスラム運動をテロ組織認定リストに追加(トランプ政権は2020年11月6日、同組織を同リストから除外)。